

第5章 市民生活部

[市民生活部]

1. 秋田市斎場

(1) 秋田市斎場 (予算額 91,355千円)

ア 所在地 秋田市外旭川字山崎537番地

イ 現況

- (ア) 敷地面積 14,331.05m²
- (イ) 建物面積 4,501.17m² (鉄筋コンクリート造、2階建)
- (ウ) 開設年月日 昭和31年8月 (平成23年11月1日改築完成)
- (エ) 火葬炉 普通炉12基
- (オ) 職員数 17人

内訳：斎場長(再任用)1人

管理業務3人(内、再任用2人、嘱託職員1人)

火葬業務13人(内、再任用3人)

(2) 斎場使用料(平成23年11月1日改正)

| 区分 | 13歳以上 | 13歳未満 | 死胎 (妊娠4箇月以上) | 人体の一部 | 死胎 (妊娠4箇月未満) | 胞衣等 |
|------|---------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|
| 市民 | 無料 | 無料 | 無料 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| 市民以外 | 61,000円 | 41,000円 | 21,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |

(3) 斎場利用数(平成28年度)

| 区分 | 市民 | | | | 市民以外 | | | | 合計 | | | | 人体の一部等 |
|----|-------|----|-----|-------|------|----|-----|-----|-------|----|-----|-------|--------|
| | 大人 | 小人 | 死産児 | 計 | 大人 | 小人 | 死産児 | 計 | 大人 | 小人 | 死産児 | 計 | |
| 件数 | 3,562 | 6 | 43 | 3,611 | 139 | 0 | 6 | 145 | 3,701 | 6 | 49 | 3,756 | 39 |

(4) 斎場火葬炉維持修繕経費 (予算額 20,250千円)

火葬業務を円滑に行うため、火葬炉の修繕を行う。

2. 平和公園(墓地公園)

(予算額 39,071千円)

市街地の北側約2kmの地点に位置する泉字五庵山(通称天徳寺山)一帯約70ha(21万坪)の丘陵にあり、この公園の中に明るい近代的な墓域を造成している。

墓地の第一期工事は昭和41年度から45年度まで1,617区画、第二期工事は、48年度から52年度まで1,151区画、第三期工事は54年度に用地を取得し、55年度から59年度まで1,625区画を造成した。

さらに平成元年度240区画、4年度320区画、8年度324区画を造成し、総計5,277区画の墓地が完成した。

なお、現在は、墓域内未利用地の造成等により、総区画数は5,284区画となった。

3. 南西墓地

(予算額 2,435千円)

秋田市の南部・西部地区が、距離的要因により平和公園の利用者が少なく、しかも新興住宅地が増加している状況にあったことから、市民全体の利便性を考慮して、平成11年度豊岩地区に556区画造成したもので、植栽やあずまや、築山などを配置した、平和公園に準じた墓園的な墓地となっている。

平成17年度で全区画の使用許可を終了している。

4. 河 辺 墓 地

(予算額 1,866千円)

市町合併に伴い旧河辺町から引き継ぎした、総区画数684区画の墓地である。

平成18年度に危険箇所の改修や未使用墓域の一部改修工事（区画再編工）を行い157区画を整備、20年度には未使用墓域157区画を整備し、現総区画数の684区画となった。

整備した区画については、平成19年度から使用許可を開始し、26年度で全区画の使用許可を終了した。

5. 北 部 墓 地

(予算額 3,203千円)

市民の墓地需要に対し、計画的に墓地を提供するため平成21年度から事業に着手し、23年度に1期分558区画を整備し、供用を開始した。平成23年度から28年度で558区画を使用許可しており、29年度については、第2期整備の造成工事が終了しており、100区画を募集する。

6. 自 治 振 興

(1) コミュニティ施設の整備

(予算額 286,845千円)

地域住民の自主的で健全な自治活動の振興を図るため、活動拠点となるコミュニティセンター等の建設および既存施設の改修等を行う。

- ・飯島南地区コミュニティセンター（仮称）建設事業 277,390千円
- ・コミュニティセンター施設等改修 9,455千円

(2) 町内防犯灯LED化事業

町内会等で管理する水銀灯や蛍光灯など既設の防犯灯について、ESCO事業により、消費電力の少ない環境にやさしい10WLED防犯灯に取り替え、その後はESCO事業者により、10年間一括維持管理を行う。

- ・ESCOサービス契約額 536,013千円（平成24年度から平成26年度で支払い済み）
- ・契約期間 平成24年3月30日から平成34年9月30日

(3) 町内会等に対する補助

ア まちあかり・ふれあい推進事業

(予算額 71,748千円)

地域自治活動を活発化するため「まちあかり・ふれあい推進事業」として町内会等に対し助成するほか、防犯灯にかかる年間電気料（予算の範囲内で80%を限度）を助成する。

- ・町内自治活動助成金 28,809千円
- ・防犯灯電気料助成金 35,626千円
- ・灯具交換・補修費助成金 209千円
- ・町内防犯灯新設委託料 5,838千円

イ 集会所類似施設整備・建設費助成事業

(予算額 3,840千円)

地域の活動の拠点となる集会所類似施設の建設および整備費の一部を補助する。

22町内会 3,840千円

[集会所類似施設補助金]

| 補助金の名称 | 補助金交付の目的 | 補助事業の種類 | 補助対象額 | 補助金の限度額 | 支払時期 | 補助事業の範囲 | |
|-----------------|--------------|---------------------------------------|--|--|-----------|---|---|
| 集会所類似施設設備整備費補助金 | 集会所類似施設設備の整備 | 設備購入費 | 60千円以上 100千円未満 | 定額 30千円 | 当該 年度内 | 集会所の建設に伴い新規に備品等を 購入しようとする 町内会等 | |
| | | | 100千円以上 | 定額 50千円 | | | |
| | | 営繕費 | 100千円以上 200千円未満 | 定額 60千円 | 当該 年度内 | | — |
| | | | 200千円以上 | 定額 100千円 | | | |
| 集会所類似施設建設費補助金 | 地域集会所建設費の助成 | 施設新築費 施設増改築費 ^注 施設購入費 | 補助対象面積 (50m ² 以上99m ² 以内: 市の基準単位を乗じて 得た額の範囲内 備品、土地購入、事 務費は補助対象外 | 1m ² 当たり 10千円、 限度額 990千円 | 当該 年度内 | 集会所を建設、増 改築または購入し ようとしている町 内会等 | |

注：ただし、これに満たない新築又は購入の場合において、敷地の建ぺい率、町内会等の規模の理由により、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(4) 集会所類似施設建設資金貸付制度 (予算額 7,000千円)

上記の建設費の一部補助のほかに貸付を行う。

ア 貸付対象 50m²以上の建物（集会所建設費補助制度に準ずる）

イ 貸付限度 7,000千円 ただし、対象事業費から補助額を差し引いた必要資金の75%以内

ウ 貸付利率 0.5%以内

エ 貸付期間 10年（元利均等年賦）

オ 29年度予算 1件 7,000千円

(5) コミュニティセンター化の推進

市民協働のもとで都市内地域分権を進める一環として、住民主体による地域自治活動の推進を図るため、地域センターのコミセン移行を進める。

(6) 防犯活動推進事業 (予算額 1,061千円)

防犯に対する市民意識の高揚を図り、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、防犯活動や暴力追放運動を推進する。

(7) 住居表示整備事業 (予算額 9,471千円)

住居表示実施区域において、建物の新改築に当たっての住居番号決定、住居表示実施証明のほか、住居表示案内板および街区表示板の設置又は更新を行う。

南ヶ丘ニュータウンにおける住居表示整備を行う。

(8) 地域センター

地域自治活動の把握、地域住民団体の育成援助や住民票、印鑑証明等の交付または、取次ぎおよび事務連絡を行うため、地域センターを設置している。

◎コミュニティセンター・地域センター等施設一覧

・コミュニティセンター（27館）

| 施設名 | 建設年度 | 構造 | 面積 (m ²) | 備考 |
|--------------------|------|---------------------------|----------------------|-------------------------------------|
| 旭川地区 コミュニティセンター | 昭和51 | 鉄筋コンクリート 一部鉄骨2階建 | 754.39 | |
| 飯島地区 〃 | 52 | 〃 | 999.79 | 平成3.12増築 平成23.4.1コミセン化 |
| 寺内地区 〃 | 53 | 〃 | 655.51 | 平成23.4.1コミセン化 |
| 檜山地区 〃 | 54 | 鉄筋コンクリート2階建 一部鉄骨平屋建 | 1,647.84 | 昭和61年体育館新設 平成17年会議室棟増設 |
| 東地区 〃 | 54 | 鉄筋コンクリート 一部鉄骨2階建 | 809.50 | |
| 勝平地区 〃 | 平成24 | 鉄骨造2階建 | 1,299.50 | 児童センター併設 (369.78m ²) |
| 外旭川地区 〃 | 昭和58 | 鉄筋コンクリート 一部鉄骨2階建 | 999.95 | 地域センター併設 |
| 将軍野地区 〃 | 60 | 〃 | 664.49 | 平成23.4.1コミセン化 |
| 茨島地区 〃 | 49 | 鉄筋コンクリート4階建の うち1、2階を使用 | 700.30 | 昭和63.4コミセン開館 |
| 泉地区 〃 | 平成2 | 鉄筋コンクリート2階建 | 1,107.60 | |
| 明德地区 〃 | 4 | 〃 | 944.60 | |
| 大住地区 〃 | 5 | 〃 | 1,022.25 | |
| 浜田地区 〃 | 6 | 木造平屋建 | 466.03 | 平成23.8増築 |
| 港北地区 〃 | 7 | 鉄筋コンクリート2階建 | 999.46 | |
| 八橋地区 〃 | 10 | 鉄筋コンクリート2階建 | 997.80 | |
| 旭北地区 〃 | 15 | 鉄筋コンクリート2階建 | 1,017.76 | |
| 河辺岩見三内地区 〃 | 8 | 鉄骨造平屋建 | 779.86 | 平成17.1.11合併承継 岩見三内連絡所併設 |
| 保戸野地区 〃 | 17 | 鉄筋コンクリート2階建 | 1,093.46 | |
| 川尻地区 〃 | 18 | 鉄骨造2階建 | 1,303.64 | 児童センター併設 (345.08m ²) |
| 下新城地区 〃 | 5 | 木造平屋建 | 487.35 | 平成21.4.1コミセン化 |
| 豊岩地区 〃 | 6 | 〃 | 487.90 | 平成21.4.1コミセン化 |
| 下浜地区 〃 | 昭和56 | 〃 | 519.07 | 平成3.4増築 平成21.4.1コミセン化 |
| 旭南地区 〃 | 平成21 | 鉄骨造2階建 | 809.59 | 児童館(303.60m ²)併設 |
| 上北手地区 〃 | 3 | 木造平屋建 | 339.52 | 平成25.4.1コミセン化 |
| 太平地区 〃 | 8 | 〃 | 620.23 | 平成28.4.1コミセン化 |
| 下北手地区 〃 | 2 | 〃 | 446.56 | 平成28.4.1コミセン化 |
| 桜地区 〃 | 28 | 鉄骨造2階建 | 726.96 | |

・地域センター（3館）

| 施設名 | 建設年度 | 構造 | 面積（㎡） | 備考 |
|------------|------|---------------------|--------|--------------|
| 外旭川 地域センター | 昭和58 | 鉄筋コンクリート 一部鉄骨2階建 | 999.95 | コミュニティセンター併設 |
| 上新城 〃 | 昭和63 | 木造平屋建 | 374.77 | 平成17年増設 |
| 金足 〃 | 平成元 | 木造平屋建 | 445.60 | 平成6年増築 |

・コミュニティ類似施設（7館）

| 施設名 | 建設年度 | 構造 | 面積（㎡） | 備考 |
|----------------|------|-----------------|--------|---------------------------|
| ふれあい交流館かわべ | 平成14 | 鉄骨造2階建 | 762.45 | 平成17.1.11合併承継 和田駅舎併設 |
| 雄和基幹集落センター | 昭和53 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 463.83 | 平成17.1.11合併承継 大正寺連絡所併設 |
| 雄和地区北部コミュニティ施設 | 昭和57 | 木造平屋建 | 340.88 | 平成17.1.11合併承継 |
| 雄和農林漁家婦人活動促進施設 | 平成7 | 木造平屋建 | 193.77 | 平成17.1.11合併承継 |
| 雄和山村交流センター | 平成14 | 木造平屋建 | 153.19 | 平成17.1.11合併承継 |
| 雄和左手子交流センター | 平成16 | 木造平屋建 | 146.24 | 平成17.1.11合併承継 |
| 河辺岩見温泉交流センター | 平成28 | 木造＋鉄筋コンクリート造平屋建 | 602.21 | |

7. 市民協働・都市内地域分権の推進

（予算額 740,673千円）

(1) 地域支援事業 25,493千円

地域支援担当職員がコミュニティセンター等を巡回し地域の各種相談に対応するとともに、「地域づくり交付金」により、地域課題の解決や地域の活性化等に取り組む団体を支援する。

(2) 市民協働の推進

総合計画推進にあたっての視点として、市民への情報提供と職員への意識啓発を進めるとともに、地域づくり組織による市民サービスセンターの指定管理など、協働によるまちづくりの実践とその拡大につとめる。

(3) 市民協働・市民活動支援事業 7,473千円

市民活動団体のアイデアと能力を活用しながら、市と市民活動団体が協働する取り組みを促進するため、協働サポート交付金による支援を行う。また、「つむぎすと」を育成するとともに、「市民協働ミーティング」や市民活動を支援する講座等を開催する。さらに、(仮称)市民協働指針を策定する。

(4) 南部市民サービスセンター第2期整備事業 707,707千円

(仮称)南部市民サービスセンター牛島別館の平成30年度の開所を目指し、建設工事等を進める。

8. 男女共生社会の推進

（予算額 1,874千円）

誰もが互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会が形成されるよう、家庭や学校、職場、地域など、生活のあらゆる場面において男女共生の理解が浸透し、行動へとつながるための取組を推進する。

(1) 市民行動計画の推進

「秋田市男女共生推進会議」の意見を取り入れながら、「第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画」の適正な進行管理に努める。

(2) 「第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画」の策定

現行の行動計画を状況に合わせて見直し、28年度に実施した市民生活調査の結果を反映させた「第5次秋

田市男女共生社会への市民行動計画」を策定する。

(3) 女性の人材養成と参画促進

各種事業により、女性人材の養成を図るとともに、市の各種審議会等の女性委員比率を調査し、女性人材リストを活用するなど、政策立案や意思決定の場への女性の参画の拡充を進める。

(4) 啓発活動の実施

町内会、各種団体、企業等へ出向き、男女共生に関する出張講座を開催するとともに、幅広い層を対象とした街頭啓発を実施する。

(5) 全庁業務の男女共生視点からの検証

庁内に統括推進者等を設置し、職員の男女共生意識や理解を高めるとともに、事業や職場環境について男女共生の視点から検証する。

9. 家族・地域の絆づくりの推進

(予算額 5,361千円)

家族や地域を礎とした人と人との強い絆のもと、支えあい助けあう社会の形成を目指し、市民一人ひとりが「信頼」「親愛」「思いやり」の心をはぐくみ、家族から地域へ、地域から社会へ、さらには次の世代へと伝え広げていくよう絆づくりを推進する。

(1) 絆映画の上映

人と人とのつながりや、家族・地域の絆を感じさせる映画を選定し、「絆映画上映会」を開催する。

(2) 小学校における絆の学習

市内の各小学校に講師を派遣し、絆に関する授業を実施する。

(3) 絆のコンサートの開催

著名歌手と小・中学生との共演による、絆をテーマとしたコンサートを開催し、家族・地域の絆の大切さを、音楽を通じた強いメッセージとして発信する。

10. 住民基本台帳、戸籍関係の異動・届出等取扱件数

(1) 住民基本台帳の異動取扱件数年度別の推移

単位：件

| 区分 \ 年度 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 32,711 | 33,205 | 32,801 | 32,879 | 31,560 |
| 転入 | 7,252 | 7,616 | 7,386 | 7,387 | 7,144 |
| 転出 | 7,252 | 7,625 | 7,522 | 7,667 | 7,675 |
| 転居 | 7,691 | 8,284 | 7,695 | 7,951 | 7,107 |
| 出生 | 2,100 | 2,077 | 2,197 | 2,048 | 1,910 |
| 死亡 | 3,392 | 3,360 | 3,509 | 3,482 | 3,567 |
| 世帯分離 | 525 | 490 | 593 | 519 | 533 |
| 世帯合併 | 537 | 206 | 228 | 198 | 226 |
| 世帯主変更 | 2,959 | 2,566 | 2,620 | 2,557 | 2,539 |
| 住所修正 | 39 | 18 | 7 | 7 | 9 |
| 帰化 | - | - | - | - | - |
| 国籍取得 | - | - | - | - | - |
| 在留記載 | 0 | 17 | 17 | 25 | 25 |
| 在留消除 | 268 | 279 | 314 | 366 | 306 |
| 職権回復 | 2 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| 職権削除 | 39 | 72 | 63 | 39 | 29 |
| その他 | 655 | 592 | 648 | 633 | 489 |

(2) 戸籍の届出件数年度別の推移

単位：件

| 事件の種類 | | 年度 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|-------|---------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合 計 | | | 13,763 | 13,847 | 14,044 | 13,654 | 13,333 |
| 1 | 出生 | | 3,032 | 2,988 | 3,061 | 2,941 | 2,734 |
| 2 | 国籍留保 | | 18 | 17 | 11 | 15 | 21 |
| 3 | 認知 | | 24 | 35 | 31 | 30 | 27 |
| 4 | 養子縁組 | | 201 | 236 | 234 | 221 | 224 |
| 5 | 養子離縁 | | 73 | 77 | 77 | 99 | 60 |
| 6 | 法69条の2・73条の2 | | 8 | 7 | 10 | 13 | 1 |
| 7 | 婚姻 | | 3,062 | 3,113 | 2,933 | 2,874 | 2,758 |
| 8 | 離婚 | | 708 | 678 | 745 | 722 | 695 |
| 9 | 法75条の2・77条の2 | | 266 | 276 | 290 | 268 | 262 |
| 10 | 親権・後見・後見監督・保佐 | | 17 | 30 | 28 | 22 | 14 |
| 11 | 死亡 | | 3,922 | 3,871 | 4,053 | 4,023 | 4,135 |
| 12 | 失踪 | | 6 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| 13 | 復氏 | | 4 | 10 | 7 | 8 | 8 |
| 14 | 姻族関係終了 | | 7 | 11 | 13 | 11 | 16 |
| 15 | 相続人廃除 | | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 16 | 入籍 | | 581 | 595 | 589 | 495 | 508 |
| 17 | 分籍 | | 47 | 56 | 68 | 62 | 61 |
| 18 | 国籍取得 | | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 19 | 帰化 | | 6 | 2 | 6 | 9 | 11 |
| 20 | 国籍喪失 | | 1 | 3 | 6 | 1 | 2 |
| 21 | 国籍選択 | | 2 | 4 | 1 | 7 | 2 |
| 22 | 外国国籍喪失 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 氏の変更 | | 35 | 31 | 30 | 43 | 40 |
| 24 | 名の変更 | | 8 | 9 | 9 | 15 | 7 |
| 25 | 転籍 | | 1,410 | 1,446 | 1,444 | 1,378 | 1,361 |
| 26 | 就籍 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 27 | 訂正・更正 | | 270 | 284 | 326 | 297 | 300 |
| 28 | 追完 | | 4 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 29 | その他 | | 5 | 6 | 7 | 13 | 11 |
| 30 | 不受理申出 | | 46 | 50 | 55 | 77 | 66 |

(3) 戸籍・住民票写し等の証明書取扱件数（平成28年度）

単位：件

| 種類 | 月別 | 計 | 月平均 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------------------|-----------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | | 394,858 | 32,905 | 34,800 | 31,253 | 35,934 | 32,651 | 29,515 | 30,669 | 30,172 | 31,974 | 28,516 | 31,348 | 32,309 | 45,717 |
| 現 戸 籍 | 謄本 (全部事項) | 34,788 | 2,899 | 2,899 | 2,828 | 2,984 | 2,624 | 2,720 | 3,095 | 2,797 | 2,924 | 2,595 | 2,958 | 2,898 | 3,466 |
| | 抄本 (個人事項) | 8,872 | 739 | 701 | 559 | 614 | 613 | 622 | 578 | 715 | 977 | 626 | 1,083 | 637 | 1,147 |
| | 交付機 | 12,006 | 1,001 | 956 | 941 | 945 | 801 | 948 | 901 | 1,075 | 1,022 | 963 | 990 | 1,048 | 1,416 |
| | 一部事項 証明 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 記載事項 証明 | 10 | 1 | 0 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| | 届書写し | 109 | 9 | 9 | 4 | 11 | 9 | 14 | 9 | 12 | 8 | 10 | 6 | 6 | 11 |
| | 受理 (普通) | 561 | 47 | 27 | 48 | 36 | 66 | 52 | 37 | 34 | 49 | 44 | 58 | 51 | 59 |
| | 受理 (上質) | 26 | 2 | 2 | 0 | 1 | 7 | 5 | 3 | 0 | 3 | 2 | 0 | 2 | 1 |
| 計 | 56,373 | 4,698 | 4,594 | 4,385 | 4,591 | 4,121 | 4,362 | 4,624 | 4,633 | 4,983 | 4,240 | 5,095 | 4,644 | 6,101 | |
| 除 籍 原 戸 籍 | 謄本 | 35,991 | 2,999 | 2,970 | 2,734 | 3,248 | 2,745 | 2,966 | 3,053 | 2,910 | 2,999 | 2,863 | 3,069 | 3,007 | 3,427 |
| | 抄本 | 366 | 31 | 26 | 29 | 36 | 28 | 30 | 40 | 43 | 21 | 24 | 36 | 25 | 28 |
| | 記載事項 証明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 36,357 | 3,030 | 2,996 | 2,763 | 3,284 | 2,773 | 2,996 | 3,093 | 2,953 | 3,020 | 2,887 | 3,105 | 3,032 | 3,455 |
| 住 民 基 本 台 帳 | 住民票の 写し | 112,842 | 9,404 | 11,041 | 8,858 | 9,960 | 10,722 | 7,940 | 7,965 | 8,139 | 8,419 | 8,026 | 8,958 | 8,902 | 13,912 |
| | 交付機 | 56,988 | 4,749 | 5,342 | 4,500 | 5,351 | 5,065 | 4,210 | 4,016 | 4,326 | 4,348 | 3,870 | 3,965 | 4,796 | 7,199 |
| | 広域交付 | 206 | 17 | 14 | 19 | 20 | 12 | 18 | 16 | 9 | 20 | 17 | 18 | 19 | 24 |
| | 通知カード 再交付 | 1,471 | 123 | 43 | 48 | 69 | 97 | 92 | 107 | 117 | 154 | 183 | 174 | 166 | 221 |
| | 個人番号カード 再交付 | 12 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 |
| | 附票の 写し 閲覧 | 18,177 | 1,515 | 1,546 | 1,323 | 1,642 | 1,277 | 1,425 | 1,597 | 1,404 | 1,668 | 1,350 | 1,732 | 1,452 | 1,761 |
| 計 | 193,392 | 16,116 | 17,986 | 15,088 | 18,436 | 17,205 | 13,802 | 14,367 | 14,075 | 15,208 | 13,579 | 14,970 | 15,557 | 23,119 | |
| 印 鑑 | 印鑑登録 証交付 | 11,078 | 923 | 1,033 | 935 | 935 | 823 | 855 | 827 | 820 | 864 | 740 | 877 | 913 | 1,456 |
| | 印鑑登録 証明書 | 24,285 | 2,024 | 2,153 | 2,058 | 2,246 | 1,946 | 1,829 | 1,938 | 1,796 | 1,991 | 1,710 | 1,818 | 1,987 | 2,813 |
| | 交付機 | 66,513 | 5,543 | 5,341 | 5,356 | 5,836 | 5,267 | 5,174 | 5,284 | 5,355 | 5,407 | 4,917 | 5,049 | 5,640 | 7,887 |
| | 計 | 101,878 | 8,490 | 8,527 | 8,347 | 9,017 | 8,036 | 7,858 | 8,049 | 7,971 | 8,262 | 7,367 | 7,744 | 8,540 | 12,156 |
| 自動車臨時 運行許可 諸証明ほか | 3,086 | 257 | 347 | 283 | 288 | 242 | 243 | 268 | 284 | 269 | 219 | 149 | 176 | 318 | |
| 電子証明書 | 3,766 | 314 | 350 | 385 | 318 | 274 | 254 | 267 | 256 | 232 | 221 | 283 | 359 | 567 | |
| 電子証明書 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 | 1 |

11. 国民年金

(予算額 2,350千円)

(1) 加入の状況 (第1号被保険者のみ)

各年度末 単位：人

| 年度 | 第1号被保険者 | | |
|----|---------|-----|--------|
| | 強 制 | 任 意 | 合 計 |
| 25 | 36,855 | 553 | 37,408 |
| 26 | 35,133 | 509 | 35,642 |
| 27 | 33,515 | 485 | 34,000 |
| 28 | 32,001 | 453 | 32,454 |

12. 国民健康保険事業

(予算額 36,044,026千円)

(1) 国保加入状況 (平成29年4月1日現在)

被保険者数 63,451人

世帯数 41,255世帯

(2) 保険給付

- ア 給付割合
- 0歳～義務教育就学前 8割
 - 義務教育就学～65歳未満 7割
 - 65歳以上70歳未満の前期高齢者 7割
 - 70歳以上75歳未満の前期高齢者 8割または7割

イ その他の保険給付

(ア) 出産育児一時金 420,000円 (平成27年1月1日改正)

産科医療補償制度登録分娩機関での出産は一児につき42万円、それ以外は40万4千円を支給

(イ) 葬 祭 費 50,000円 (平成9年4月1日改正)

(3) 保険税

ア 賦課方式 3方式 (昭和57年4月1日改正)

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割

イ 算定基準

所得割 前年中の総所得金額－基礎控除 (33万円)

ウ 納付回数 普通徴収 9回 (7月～3月) 特別徴収 6回 (4月～2月)

エ 保険税率

| 年 度 | 区 分 | 税 率 | | | 課 税 限 度 額 (円) |
|-----|-------|----------|-----------|---|---------------|
| | | 所 得 割 | 均 等 割 (円) | 平 等 割 (円) | |
| 25 | 医 療 分 | 9.22/100 | 22,960 | 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510 | 510,000 |
| | 支 援 分 | 2.51/100 | 6,620 | 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580 | 140,000 |
| | 介 護 分 | 2.88/100 | 8,950 | 8,570 | 120,000 |
| 26 | 医 療 分 | 9.22/100 | 22,960 | 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510 | 510,000 |
| | 支 援 分 | 2.51/100 | 6,620 | 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580 | 160,000 |
| | 介 護 分 | 2.88/100 | 8,950 | 8,570 | 140,000 |
| 27 | 医 療 分 | 9.22/100 | 22,960 | 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510 | 520,000 |
| | 支 援 分 | 2.51/100 | 6,620 | 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580 | 170,000 |
| | 介 護 分 | 2.88/100 | 8,950 | 8,570 | 160,000 |
| 28 | 医 療 分 | 9.22/100 | 22,960 | 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510 | 540,000 |
| | 支 援 分 | 2.51/100 | 6,620 | 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580 | 190,000 |
| | 介 護 分 | 2.88/100 | 8,950 | 8,570 | 160,000 |
| 29 | 医 療 分 | 9.22/100 | 22,960 | 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510 | 540,000 |
| | 支 援 分 | 2.51/100 | 6,620 | 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580 | 190,000 |
| | 介 護 分 | 2.88/100 | 8,950 | 8,570 | 160,000 |

オ 国保事業概要

| 区 分 | | 年 度 | | 27 (決 算) | 29 (当 初) |
|-------------------------|-----------------------|------|--|---------------|---------------|
| 国 保 加 入 (3月～2月平均) | 被 保 険 者 数 | | | 67,283 人 | 62,807 人 |
| | 世 帯 数 | | | 42,950 世帯 | 40,893 世帯 |
| 保 険 税 負 担 状 況 (現年度分) | 世帯当たり | 最 高 | | 850,000 円 | 890,000 円 |
| | | ※最 低 | | 24,800 円 | 24,800 円 |
| | | 平 均 | | 132,355 円 | 130,921 円 |
| | 1 人 当 た り 平 均 | | | 84,489 円 | 85,241 円 |
| 保 険 税 収 納 率 (現 年 度 分) | | | | 88.17 % | 88.20 % |
| 療 養 諸 費 | 費 用 額 | | | 27,409,382 千円 | 26,051,314 千円 |
| | 保 険 者 負 担 分 | | | 20,023,139 千円 | 19,031,041 千円 |
| | 1 人 当 た り 費 用 額 | | | 407,375 円 | 414,784 円 |
| | 1 人 当 た り 保 険 者 負 担 分 | | | 297,596 円 | 303,008 円 |
| そ の 他 の 保 険 給 付 | 出 産 育 児 一 時 金 (1件単価) | | | 420,000 円 | 420,000 円 |
| | 葬 祭 費 (1件単価) | | | 50,000 円 | 50,000 円 |
| 予 算 額 (2 9) | 歳 入 | | | 37,154,488 千円 | 36,044,026 千円 |
| 決 算 額 (2 7) | 歳 出 | | | 36,638,422 千円 | 36,044,026 千円 |
| | 差 引 | | | 516,066 千円 | 0 円 |
| 一 般 会 計 繰 入 額 | | | | 2,673,748 千円 | 2,646,123 千円 |

※ 最低の金額は介護分を含む場合のものを記載

(4) 国民健康保険普及員制度

国保事業の円滑な運営に資する目的で、昭和58年3月より普及員制度を実施している。

保険税や市税の徴収、口座振替による納付の勧奨および各種届け出の連絡等に従事し、収納率向上や国保事業の啓発に努めている。

(5) 高額療養費融資斡旋制度（昭和51年11月10日から実施）

国保に加入している世帯で、医療費の支払いに困っている方に対し資金の融資をあっせんすることにより、その世帯の生活の安定を図ることを目的とした制度である。

ア 融 資 額 高額療養費として支給される額以内（1万円以上）

イ 融 資 期 間 高額療養費の支給日まで

ウ 利 子 市が全額負担（年利3.18%、29年4月1日現在）

エ 返 済 高額療養費支給日に元金および利子を全額一括返済

オ 取扱金融機関 秋田銀行秋田市役所支店

カ 利 用 状 況（平成28年度実績）

(ア) 申 込 件 数 17 件

(イ) 融 資 額 4,438,272 円

(ウ) 1 件 当 た り 融 資 額 261,075 円

(6) 保健事業

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成している。

| 事業名 | 対象者 | 助成内容 | 平成28年度実績 |
|------------------------------|---|--|------------------------------|
| はり・きゅう・マッサージ (昭和61年度から実施) | 国民健康保険加入者で 55歳以上75歳未満の方 | 1回800円 (年40回以内) | 利用件数 10,950件 助成額 8,760千円 |
| 健康診査 (平成9年度から実施) | 国民健康保険加入者 | 大腸がん 胃がん 子宮頸がん 前立腺がん 乳がん※ (※平成28年度から実施) 自己負担分 を全額助成 | 利用件数 18,128件 助成額 26,119千円 |
| 健康表彰 (平成28年度から実施) | 国民健康保険加入世帯 で1年間医療機関を受診していない等の一定要件に該当するもの | 該当世帯にカタログギフトを贈呈 | 表彰世帯数 121世帯 実績額 477千円 |

13. 健康診査等

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業 (予算額 206,032千円)

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐために、特定健康診査と特定保健指導を実施する。

平成29年度は健診受診率60%、保健指導実施率60%を目標とする。

- ・対象者 40～75歳未満の国民健康保険加入者（ただし、妊産婦、長期入院者、施設入所者など告示で定める者、労働安全衛生法に基づく事業者健診等、特定健康診査に相当する健康診査を受けた者を除く。）

(2) 後期高齢者健康診査事業 (予算額 89,497千円)

高齢者の生活の質を確保し、かつ生活習慣病を早期発見するために、健康診査を実施する。

- ・対象者 後期高齢者医療制度の被保険者

(3) 人間ドック保健事業 (予算額 36,068千円)

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成する。

- ・対象者 35歳以上の国民健康保険加入者（加入月数12か月以上）

14. 後期高齢者医療制度

(予算額 6,558,481千円)

(1) 加入状況（平成29年4月1日現在）

秋田市の被保険者数 45,708人（秋田県全体の被保険者数 190,852人）

(2) 保険給付

ア 給付割合 9割または7割（自己負担割合 1割または3割）

イ その他の保険給付

(ア) 高額療養費

(イ) 入院時の食事代

(ウ) 葬祭費 50,000円

(3) 保険料

ア 賦課額の算定

保険料は、所得割額と被保険者均等割額の合計額

所得割額は、前年の総所得額（基礎控除後の額）に所得割率を乗じた額

| 所得割率 | 均等割額（円） | 賦課限度額（円） |
|----------|---------|----------|
| 8.07/100 | 39,710 | 570,000 |

イ 納付回数

(ア) 普通徴収 8回（7月～2月）

(イ) 特別徴収 6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

(4) 秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金

保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合に対し、保険料納付金、療養給付費および事務費など運営に係る経費を負担する。

15. 西部市民サービスセンター

(予算額 143,145千円)

所在地 秋田市新屋扇町13番34号

| 建築年度 | 構造 | 面積 (㎡) |
|------|----------------|----------|
| 平成21 | 鉄筋コンクリート造（3階建） | 3,643.69 |

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(西部地域住民自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

16. 北部市民サービスセンター

(予算額 175,820千円)

所在地 秋田市土崎港西五丁目3番1号

| 建築年度 | 構造 | 面積 (㎡) |
|------|----------------|----------|
| 平成23 | 鉄筋コンクリート造（3階建） | 5,581.54 |

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・体育館・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(北部地域住民自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

17. 河辺市民サービスセンター

(予算額 72,580千円)

所在地 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2

| 建築年度 | 構造 | 面積 (㎡) |
|------|----------------|----------|
| 昭和63 | 鉄筋コンクリート造（3階建） | 3,385.55 |

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(河辺の郷自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(1) 河辺岩見温泉交流センター管理運営

(予算額 36,394千円)

河辺岩見温泉交流センターの適切な施設管理・運営を行う。

(河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会を指定管理者としている。)

18. 雄和市民サービスセンター

(予算額 59,999千円)

所在地 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

| 建築年度 | 構造 | 面積 (㎡) |
|------|-----------------|----------|
| 昭和63 | 鉄筋コンクリート造 (3階建) | 3,724.22 |

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(雄和市民協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(1) 小規模水道事業の管理

(予算額 3,398千円)

小規模水道施設を利用している地域の生活水の管理運営を行う。

対象施設 雄和藤森地区：9戸、雄和中ノ沢地区：15戸

19. 南部市民サービスセンター

(予算額 152,021千円)

所在地 秋田市御野場一丁目5番1号

| 建築年度 | 構造 | 面積 (㎡) |
|------|-----------------|----------|
| 平成26 | 鉄筋コンクリート造 (2階建) | 2,229.44 |

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

20. 東部市民サービスセンター

(予算額 155,898千円)

所在地 秋田市広面字釣瓶町13番地3

| 建築年度 | 構造 | 面積 (㎡) |
|------|-----------------|----------|
| 平成27 | 鉄筋コンクリート造 (2階建) | 2,538.98 |

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス (住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続きを除く。)を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(東部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

21. 中央市民サービスセンター

(予算額 211,736千円)

所在地 秋田市山王一丁目1番1号

| 建築年度 | 構造 | 面積 (㎡) |
|------|------------------------------|--------------------------|
| 平成28 | 鉄筋コンクリート造 (本庁地上6階、搭屋1階、地下1階) | 本庁30,946.86㎡のうち2、3階部分の一部 |

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス (住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続きを除く。)を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。
 (中央地域づくり協議会を指定管理者としている。)
 子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

22. 駅東サービスセンター

(予算額 504千円)

所在地 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センター アルヴェ1階

| 建築年度 | 構造 | 面積 (㎡) |
|------|-------------------|--------|
| 平成16 | 鉄筋鉄骨コンクリート造 (5階建) | 236.00 |

(事務所部分のみ)

住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、国民年金等の事務を取り扱っている。

23. 相談事業

(予算額 20,574千円)

(1) 市民相談

市民の個人的な相談や苦情を受け付け、問題解決にあたる。

・平成28年度 相談総件数 3,795件

(2) 専門相談 (無料相談)

弁護士、司法書士、社会保険労務士、税理士、公証人、行政書士、行政相談委員、人権擁護委員による無料相談を実施する。

| | | | |
|---------|---|---|------|
| ・平成28年度 | 法 | 律 | 330件 |
| | 司 | 法 | 書 |
| | 士 | | 68件 |
| | 年 | 金 | ・ |
| | 社 | 会 | 保 |
| | 険 | 等 | 11件 |
| | 公 | 証 | 人 |
| | ・ | 遺 | 言 |
| | | | 23件 |
| | 税 | | |
| | | 務 | 47件 |
| | 行 | 政 | 書 |
| | 士 | | 11件 |
| | 行 | | |
| | 政 | | 3件 |
| | 人 | 権 | ・ |
| | 困 | り | ご |
| | と | | 20件 |

(3) 市民相談主任者

市政に対する相談、要望、苦情に関して、関係各課所室との密接な連絡により、速やかかつ適切に処理するため、各課所室に市民相談主任者 (原則として課長補佐) を設置する。

(4) 総合案内

市役所を訪れる方に、窓口の案内をする。

・平成28年度 案内件数 54,198件

(5) 窓口案内電話

市民からの問い合わせ等に適切な部署を案内する。

・平成28年度 案内件数 45,029件

(6) 犯罪被害者等支援

「犯罪被害者等支援総合窓口」において、犯罪被害者等からのさまざまな相談に応じ、適切な担当部署や関係機関を紹介するとともに、市役所における各種手続の窓口一元化を図る。

24. 消費生活

(予算額 15,315千円)

(1) 消費者啓発事業

消費生活に関する知識の普及に努めるほか、消費者被害の未然防止を図るための情報提供を行う。

ア 消費者問題講演会

消費生活の諸問題について認識を深めて合理的な判断力を養い、安全で豊かな市民生活の充実向上を図ることを目的として開催する。

イ 消費者講座・消費生活パネル展

消費者が主体的に行動できるように、身近な情報を提供し、安全で快適な消費生活の実現を図ることを目的として開催する。

ウ 消費生活出前講座

消費者被害の未然防止のため、地域に出向き開催する。

エ 消費生活推進員

地域における消費者被害の未然防止のための消費生活関連情報の収集および提供を行う。

(2) 消費生活相談・消費生活審議会

ア 消費生活相談

消費生活に関する苦情や相談に応じ、助言、情報提供およびあっせん等を行う。

イ 消費生活審議会

市民の安全で快適な消費生活を実現するために、消費生活に関する重要な事項を調査審議する。

(3) 消費者行政推進事業

ア 消費生活相談員等レベルアップ事業

消費生活相談員等が消費生活相談業務に必要な知識を習得するための研修に参加し、相談処理技法の向上を図る。

イ 消費者教育・啓発活性化事業

自立した消費者の育成および消費者被害未然防止のため、リーフレット等の作成・配布等を行う。

相談の受付状況

| 項目 | 年度 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 対前年度比 (%) |
|-----------|----|-----------|---------|-----------|---------|--------------|
| | | 件数 (件) | 構成比 (%) | 件数 (件) | 構成比 (%) | |
| 総 件 数 | | 2,011 | 100.0 | 1,721 | 100.0 | 85.6 |
| 苦 情 | | 1,865 | 92.3 | 1,602 | 93.1 | 85.9 |
| 問 い 合 わ せ | | 155 | 7.7 | 117 | 6.8 | 75.5 |
| 要 望 | | 0 | 0.0 | 2 | 0.1 | 0.0 |

25. 計量事業

(予算額 2,503千円)

昭和55年4月に計量検査所を設置し、計量器の定期検査、事業所や店舗への立入検査等を実施し、適正計量の普及に努めている。

[平成28年度検査業務実績]

(1) 定期検査(該当事業所数 288戸)

| 項目 | 受検戸数 (戸) | 受検器数 (器) | 不合格数 (器) | 不合格率 (%) | 検査手数料 (円) |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 集合検査 | 264 | 613 | 2 | 0.3 | 468,940 |
| 所在場所検査 | 24 | 521 | 4 | 0.8 | 568,670 |
| 合計 | 288 | 1,134 | 6 | 0.5 | 1,037,610 |

(2) 全国一斉商品量目立入検査

| 項目 | 検査日数 (日) | 検査戸数 (戸) | 検査件数 (件) | 不正件数 (件) | 不正率 (%) | |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----|
| 量 | 中元時 | 5 | 8 | 558 | 4 | 0.7 |
| | 年末・年始時 | 4 | 8 | 594 | 10 | 1.7 |
| 目 | 計 | 9 | 16 | 1,152 | 14 | 1.2 |

